

「未来のアタリマエ」をつくる 男女平等参画のあゆみ

問合せ／男女平等参画課（☎226・3161）

2001年、「男は仕事、女は家庭」という意識がまだ根強く残る当時、市は男女間の格差を解消するため「男女平等参画基本条例」を制定しました。

これまで、条例が施行された9月を男女平等参画推進月間と位置づけ、毎年ヒューマンライフシンポジウムや市民企画講座を開催するなど、市民との協働により、さまざまな事業に取り組んできました。

市のこれまでのあゆみを振り返るとともに、男女平等参画を示す象徴的な事例を紹介します。一人一人が性別に左右されず、自分らしく生きられる「未来のアタリマエ」を、一緒に考えてみませんか。



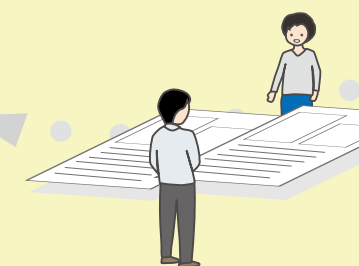
2001年

男女平等参画基本条例を施行

2001年9月28日に開催された「日本女性会議2001みと」。全国から集まった参加者が、熱い議論を交わしました。そして同日、男女平等参画社会の実現に向けて、基本理念や目指すべき姿、市・市民・事業者の責務を明らかにする同条例を施行しました。

男女文化センター（現：男女平等参画センター）「びよんど」を開設

啓発講座を主とする事業の開催や、男女平等を推進する団体の活動支援、相談窓口の開設に加え、図書資料室を併設し、情報提供なども行っています。



市では、条例に基づき市民や事業所の意識調査を行い、男女平等参画推進基本計画などを策定し、施策を進めています。



条例の基本理念



1996年

全国に先駆けて男女共同参画都市を宣言

市では、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、「男女共同参画都市」を宣言しました。

この宣言では、「平等・創造・平和」を基本理念に掲げ、男女がともにわかちあい、ともにつくる社会の実現を目指しています。



2011年～

災害時の女性に配慮した避難所づくり

東日本大震災発生時、女性目線の配慮が不足していることが課題となり、改善が急務となりました。

市では「地域防災活動（避難所運営）マニュアル」などで、原則全ての避難所に女性スタッフを含めるように体制づくりを行いました。女性用品や育児用品は個室などで配布したり、洗濯物干し場は女性専用の場所を確保したりする工夫をしています。また、防災用品として、生理用品やアレルギー対応粉ミルク、防犯ブザーなどを備蓄しています。



情報誌『びよんど』

男女平等参画課が毎年1月に発行する情報誌『びよんど』。最新のデータや関係者へのインタビューなどを掲載しています。

男女平等参画課が実施する施策や事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。



男女平等参画基本条例施行25周年記念事業 ヒューマンライフシンポジウム 2026の開催

みなさんが考える「未来のアタリマエ」をおしえてください

今年度のヒューマンライフシンポジウムでは、参加型の企画を実施します。
「これからの未来、こんなアタリマエが増えてほしい!」というあなたの思いを投稿し、メッセージを発信しませんか。
日時▶9月20日(日) 13:30～16:00
場所▶市民会館
参加方法▶会場でパネルやSNSにコメントを投稿するか、専用フォームで
シンポジウムの詳細は、市ホームページをご覧ください⇒



男の人も「育休1年取ります!」と言えるのがアタリマエ

「女の子なんだから…」って言われないのがアタリマエ



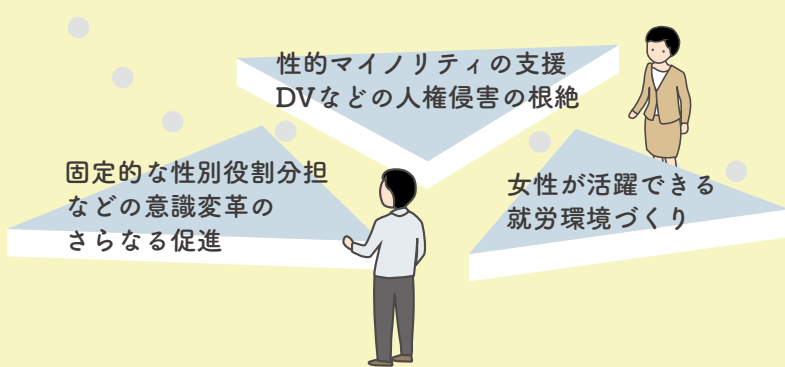
2012年～

性別にとらわれないキャリア教育の支援

小中学生向けに、性別にとらわれず将来の職業を選択できるようにすることを目的として、男性保育士や女性消防士などのロールモデルを紹介する事業を開催しています。

また、2025年から、女子中高生を対象として、女子学生の割合が低い理系分野の大学や職場を訪問し体験する「理系進路発見バスツアー」を開催しています。

市が行った調査では、女性の正規雇用率の低さや、家事分担の男女差が大きいことなど、いまだに課題はあります。
男女平等参画社会の実現を目指して、これからも施策を進めていきます。



2021年頃～

市立小・中・義務教育学校で制服の見直しが始まる

市立の一部の小・中・義務教育学校で、女子生徒がスカートだけでなくスラックスを着用できるようになりました。

男女の固定的な役割分担意識をなくすきっかけになるほか、自転車に乗りやすくなったり、防寒対策になったりと、体への負担を少なくするための工夫にもなっています。



2016年～

性的マイノリティへの支援

2016年から、市職員を対象に性的マイノリティへの理解を深め、職務にいかすための研修を実施。2019年からは性的マイノリティに関する相談窓口を開設しました。当事者やその家族、友人などの悩みに寄り添い、解決に導けるようにサポートしています。

また、いばらきパートナーシップ宣誓制度の宣誓をしたカップルが、家族として一緒に市営住宅に住めるようにしたり、「水戸市結婚新生活支援補助金」を受給できるようにしたりするなど、当制度の行政サービスへの適用を拡大し、性的マイノリティの人権が尊重される環境づくりを進めています。

困ったことがあったら…

男女平等参画を阻害する問題に関する窓口▶月～金曜日(8:30～17:15)
女性のための労働相談▶第3土曜日(12:00～14:00)
性的マイノリティに関する相談▶電話は第2・4水曜日(18:00～20:00)
メールは随時
メールでの相談はこちらから⇒

☎233-7830 (男女平等参画課内)



DVに関する相談窓口▶月～金曜日(8:30～17:15)
女性相談▶月～金曜日(8:30～17:15)

☎232-9111 (子育て支援課内)